○農林水産省告示第千三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡下仁田町大字東野牧字赤岩原三一五八・三一六〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字影ノ平三一六四の一、三一六四の二・三一六五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字中小坂字棚畑甲二四二三、字下ノ原乙二五一八、甘楽町大字秋畑字入山三二七八の一、三三〇五の九、南牧村大字小沢字山室甲九九三、乙九九五、甲二一一三、乙二一一三、二一一四の一、二一一四の二、甲二一一五、二一一五の二、二一一六の一、二一一六の二、二一一七、二一一八、二一一九の一、二一一九の二、二一一九の五、二一二二から二一二四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡雫石町御明神清水川一の八・一の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の四七から一の五五まで、一の五七、一の五九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び雫石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岩手県一関市東山町松川字町裏ノ上六〇の一一、字外大久保二五の一、一一三の七二、川崎町門崎字石蔵二一八、二二三の一・二一七・二一九の一・二二一の一・二二一の四・二二一の五・大東町摺沢字間明田一一八（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字外大久保二五の一、一一三の七二・字町裏ノ上六〇の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字石蔵二一八、二二三の一・二一九の一・二二一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字間明田一一八

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　岩手県一関市大東町沖田字日向二一の七（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県岩船郡関川村大字蛇喰一五四、一五五の一、一五五の乙、一五六の一から一五六の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町平田字横尾五二、五三、五四の一、五四の二、五五から五八まで、五九の一から五九の三まで、五九の五、五九の六、六〇の一、字中尾二一二、字水谷二二七、二二八、二三〇、二三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中尾二一二、字水谷二二八、二三〇、二三一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県姫路市安富町皆河字大河五五〇の五から五五〇の九まで、字下タ谷八五六の一、八五六の三、八五六の四、八五六の七、八五六の一四から八五六の二三まで、八五六の二九から八五六の三一まで、八五六の三三、安富町関字セキザコ八五四の一から八五四の五まで、八五四の二七、八五四の二八、八五四の三〇、八五四の三二、字大サコ八五五の三四

二　指定の目的　水源のかん養